^{令和4年度} 根室管内特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局(根室教育局)

令和5年2月28日(火)に、令和4年度第2回特別支援連携協議会を開催しました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔会議システムによるオンライン会議を開催し、事務局から特別支援教育総合実践事業の成果及び特別支援教育に係る管内の状況について説明を行い、その後、委員による協議を行いました。本会議の概要を紹介します。



説明「特別支援教育総合実践事業の成果及び専門家チーム会議の取組について」

【令和4年度の根室管内特別支援連携協議会の重点】

- ① 市町における教育と福祉が管内の課題を共有し、連携強化を図るための取組の充実
- ② 特別支援教育の推進に係る校内体制の構築及び校種間で連携した取組の推進
- ③ 関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用の一層の推進
- ・「特別支援教育充実セミナー」では、発達障がい支援成果普及事業の推進地域の発表や各地域における ネットワークの充実について協議を行い、各機関で連携体制づくりのために取り組んでいることや、連 携して取り組んだ実践事例の交流を通して、支援体制の整備の必要性や大切さについて理解を深める ことができた。
- ・巡回相談やパートナー・ティーチャー派遣事業において得られた指導助言を、校(園)内で共有することにより、教職員の特別支援教育の専門性を高めることができた。
- ・学習指導要領では通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒においても、切れ目ない支援を行うため、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めるとされているものの、作成が進んでいない園・小・中が見られることから、各学校で作成・活用することについて周知する必要がある。

協議「巡回相談等における事例に基づく、切れ目ない一貫した指導や支援の充実と連携強化の成果の共有」

各委員からの意見

学校が**関係機関と目指す子どもの姿を共有し、支援方法を検討した**ことにより、子どもの実態を多面的に捉え、適切な支援を行うことができた。

経験の浅い教員とベテラン段階の教員が特別な 教育的支援を必要とする子どもの支援方法を検討 したことにより、専門性向上を図った。

個別の教育支援計画の作成や活用をテーマに校 内研修を実施し、通常の学級に在籍する特別な教育 的支援の在り方について理解を深めた。 複合的な課題を抱えた子どもや保護者の支援は、 学校だけでは支援が困難な事例があることから、学 校が関係機関と連携し、支援する必要がある。

パートナー・ティーチャー派遣事業を活用し、通常の 学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子ども の支援を検討したことにより、専門性向上を図った。

担当者だけではなく、**複数の教員が、個別の指導** 計画及び個別の教育支援計画を作成したことにより、指導の改善を図った。

まとめ(北海道教育大学釧路校 小 渕 隆 司 教授)

- ・保護者は保護者のまなざしで子どもを捉え、教職員をはじめとする専門職は限定的な場面で子ども を捉えていることから、それらを**統合することで子ども理解が深まる**。
- ・保護者が、自らの言葉で子どもを語れるようになることを支援するという視点を専門職がもつ必要がある。このことは関係機関との連携においても共通する。一部の専門家に依存するのではなく、 お互いが対等な関係でこそ連携できるという共通認識をもつ必要がある。